

## 仕 様 書

### 1 件名

29-団地再生業務事務所警備保安業務

### 2 履行期間

平成 30 年 3 月 12 日から平成 33 年 4 月 30 日まで

### 3 対象の事務所

対象の事務所は、中部支社管内の建物内とする。

対象の詳細については、別途交付する「警備保安業務依頼書」のとおりとする。

#### ○「警備保安業務依頼書」の交付方法

本業務の競争参加希望者に対し、平成 30 年 2 月 7 日（水）から平成 30 年 2 月 14 日（水）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 5 時まで（ただし正午から午後 1 時の間は除く。）の間、以下に記載の場所で交付することとする。なお、交付に際しては、事前に電話連絡のこと。

#### 【受付場所、問い合わせ先】

〒460-8484 愛知県名古屋市中区錦 3-5-27

独立行政法人都市再生機構中部支社住宅経営部ストック再編事業課

電話 052-968-3250 担当 藤井

### 4 警備目的

警備対象事務所における火災、盗難等を防止するとともに、違法・不当な行為を排除し、もって同事務所の円滑な業務運営に寄与することを目的とする。

### 5 警備方法

機械警備システム

（異常感知装置、自動通報装置及び警備員による対応を組み合わせた警備活動）

### 6 警備内容

(1) 警備対象事務所内における不法侵入者等の早期発見と措置

(2) 警備対象事務所の異常発見、通報及び緊急措置

(3) 火災の早期発見

(4) 盗難等の早期発見と阻止

(5) 警報機器類の正常作動確認、監視及び異常発報時の措置

(6) 機械警備システム用に警備対象事務所に設置された異常感知装置及び自動通報装置（以下警備用装置類という）の点検操作

### 7 警備上必要な設備について

(1) 機器概要

- ①警報送信機
- ②警報受信機
- ③操作器（コントローラー）
- ④人感センサー
- ⑤ドア（窓）開放感知センサー 5台（玄関1、居室2、リビング1）
- ⑥火災センサー

（2）警備機器及びこれに付随する一切の設備については、受注者が設置し、受注者の所有に属する。

## 8 異常事態発生における処理

（1）警報装置により警備対象事務所に異常事態が発生したことを確認した時は、警備員（警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第23条に定める検定に合格したものをいう）を急行させ、異常事態を確認、事態の拡大防止にあたる。

（2）受注者は、異常事態を確認後、発注者が別途指定する者へその状況を連絡するほか、必要に応じて関係先（警察・消防署等）へ通報する。

## 9 事故報告等の届出

受注者は警備対象事務所の異常対処の内容について、速やかに発注者に報告書を提出すること。

## 10 鍵の預託

警備上必要な鍵については、それぞれ受領書によりその所在を確認できるようにするとともに、厳重に取扱い保管するものとする。

## 11 警備機器の撤去

契約終了時の警備機器及びこれに付随する一切の設備は、受注者が撤去工事を行うものとする。

## 12 損害賠償

（1）受注者の責に帰すべき事由により、警備対象事務所が存する建物、及び事務所内における設備及び物品を破損または滅失したときは、直ちに発注者に届け出るとともに、受注者は損害を賠償しなければならない。ただし、発注者がやむを得ないと認めたときは、この限りではない。

（2）受注者の警備員または従業員が業務執行中に負った損害については、受注者がこれを補償し、発注者は一切責任を負わない。

（3）受注者が本契約に基づいた警備を実施中に、発注者または第三者に対して損害を与えた場合において、その原因が受注者の責めに帰すべき事由によるときは、受注者は、発注者または第三者が被った損害を賠償しなければならない。

## 13 その他

（1）警報機器の設置日時等については、受注者は発注者と調整をおこない実施するこ

と。また、業務開始前までに事務所内の案内員等へ警備機器設備の使用方法を説明すること。

- (2) 警報機器の設置にあたっては、発注者の電話回線を利用することも可とする。
- (3) 警備実施上、疑義または本仕様書に定めのない事項が生じたときは、その都度発注者と受注者との協議の上取り決めるものとする。

以 上